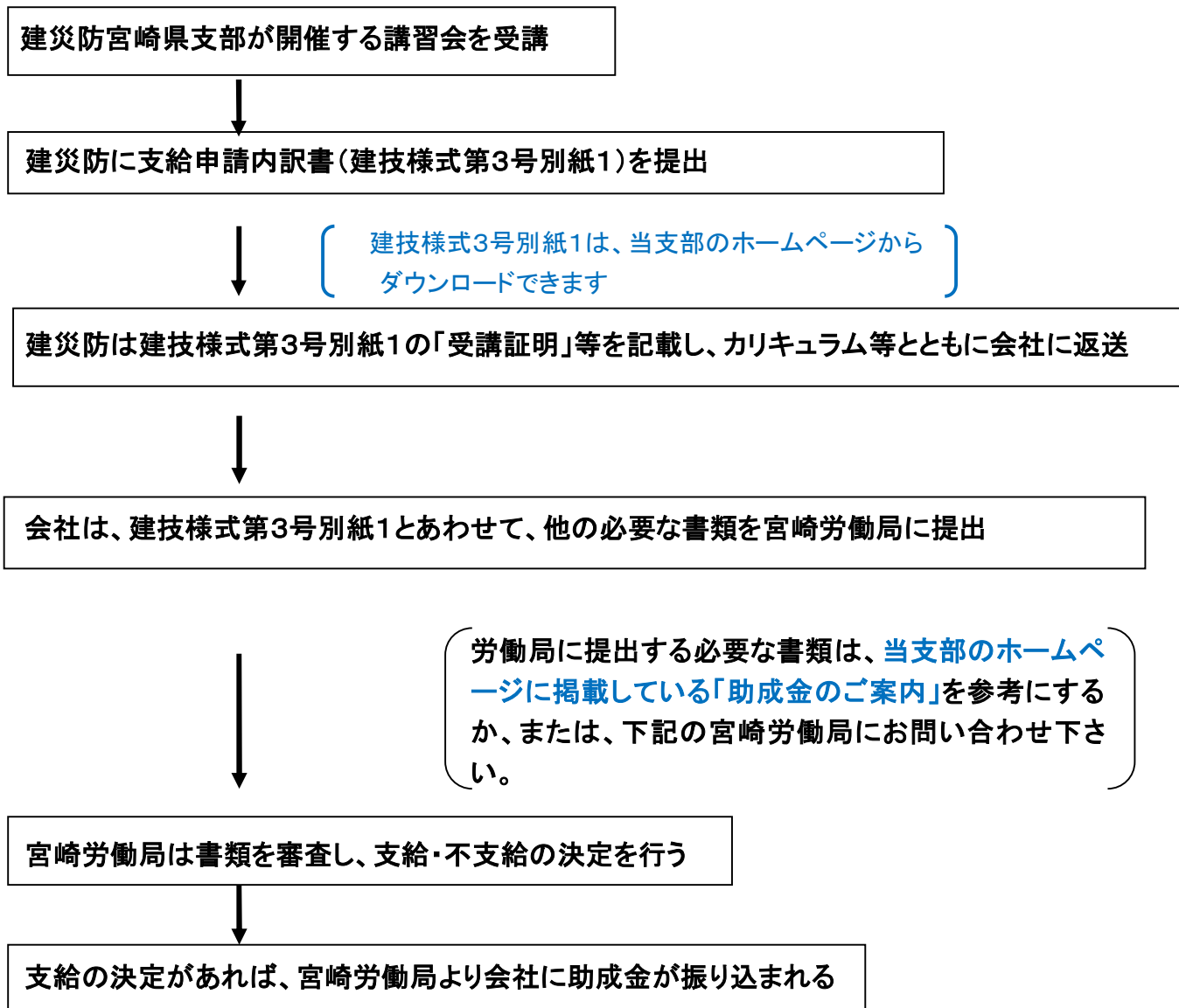


人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の 手続きの流れ図



〔注意点〕

- (1) 助成金は講習会終了後2ヶ月以内に申請しないと支給されません。
- (2) 支給・不支給の審査と決定、助成金の支払いは、宮崎労働局が行います。建災防は受講証明等を行うのみです。

問い合わせ先 宮崎労働局 職業安定部 助成金センター
TEL 0985(61)8288

● 受給の要件

- ① 資本金若しくは出資金額が3億円以下、または、常用労働者数が300人以下の建設業で、労働保険の雇用保険に加入していること。
- ② ①の事業所の雇用保険料率が、12 / 1000 であること。
- ③ ①、②に該当する事業所の労働者で、雇用保険被保険者が受講し、かつ、受講当日の賃金が支払われていること。

※上記の要件(①～③)を全て満たす場合が対象となりますが、その他の要件等により、助成の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

(ご不明の点がありましたら、宮崎労働局にお問い合わせ下さい。)

● 助成金の対象となる建災防宮崎県支部が開催する講習会

- ・ 足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- ・ 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- ・ コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習

- ・ 車両系建設機械(整地・掘削等)運転技能講習
- ・ 高所作業車運転技能講習
- ・ 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- ・ 不整地運搬車運転技能講習

- ・ 小型車両系建設機械の特別教育
- ・ ローラ運転の特別教育
- ・ 車両系建設機械(整地・掘削等)運転従事者の安全衛生教育
- ・ 足場の組立て等の業務に係る特別教育
- ・ フルハーネス型安全帯使用作業特別教育